第１号様式（第６条関係）

**練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書**

練馬区長　殿

練馬区障害者企業実習奨励金の支給を申請し、支給決定後に支給確定額を請求します。

なお、練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱第２条に規定する支給対象者であることに相違ありません。（以下のいずれかに✓を入れてください。）

□勤務先、実習先等から賃金、謝礼金、交通費、訓練手当等の支払を受けていません。

□勤務先、実習先等から賃金、謝礼金、交通費、訓練手当等の支払を受けているため、支給額を証明する書類を添付の上、差引き額を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　　請　　日 | 年　　月　　日 | |
| 申請者兼請求者 | フリガナ  氏　　名 |  | |
|  | |
| 住　　所 | 〒 | |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 実　　習　　先 | 名　　称 |  | |
| 住　　所 | 〒 | |
| 実習期間・日数 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日まで（　　日間） | | |
| 金 額 ・ 内 訳 | **合計**　　　　　　円  　内訳　１，０００円　×　　　日　＝　　　　　　円  　　　　　　　　　　　　　　　５００円　×　　　日　＝　　　　　　円  　　　　　　　　　　　　　　　　（小　計）　　　日　＝　　　　　　円  　　勤務先等からの支給がある場合　　支給額　　　　　　円  　　（小　計）　　　　　円－（支給額）　　　　　円　＝　　　　　　円 | | |
| 所 属 施 設 ・  団 体 等 | 名　　称 |  | |
| 住　　所 | 〒 | |
| 電　　話 |  | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | |
| 施設長名 |  | |

（注意事項）

　申請兼請求は、実習終了の翌日から起算して１年以内に行ってください。申請が遅れた場合、原則として奨励金はさかのぼって支給されません。